

第 9 回 筑後市 農業委員会 総会議事録

日 時 令和 6 年 3 月 5 日 午後 1 時 28 分～午後 2 時 22 分

場 所 中央公民館 2 階 会議室

出欠者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更につ
いて

4. 閉 会

出席委員（15名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
13 番	下川 隆稔	14 番	成清 輝美
15 番	岡本 義照	16 番	近藤 茂

欠席委員（1名）

13 番	下川 隆稔
------	-------

出席事務局職員

事務局長	井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長	中 村 敏 和

午後 1 時 28 分 開会

○事務局

皆さん、すいません、時間前ですけど、始めていきたいと思います。

最初にですね私の方が、議案書の郵送が遅れてしまいまして、皆さんにご迷惑をお掛け致しました。今後、なるべく早く郵送したいと思います。よろしくお願ひします。すいませんでした。

○議 長

皆さん、こんにちは。足元の悪い中、大変お忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

ただ今からですね、第9回の農業委員会を始めさせていただきますけれども、今日からですね、吉武さんがですね、無事退院されて出席しておられますから一言ごあいさつ。

○委 員（3番）

70日間ばかり入院しておりました。なんとか腕も動くようにはなりましたので、

退院できました。また、今後とも、2・3ヶ月間、なんも頭に入っておらんけん、そういうことも多かち思いますが、よろしく願いしときます。

農業委員会の方から、お見舞いいただきました。どうもありがとうございました。

○議長

そしたらですね、早速、審議に入りたいと思いますけど、本日はですね、13番の下川隆稔さんがですね、欠席ということですよ。

次に、注意事項を申し上げます。効率的な審議となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いしまして、また、発言される委員の方は、議長の許可を得てから、審議に必要なものを、簡潔にお願いし、審議に影響のない質問につきましては、最後の協議事項の際にお願いいたします。

本日の報告事項が1件、議案が6件でございます。

慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に、議事録署名人の指名を行います。

本日の委員会の議事録署名人には、2番の富安委員と3番の吉武委員をお願いいたします。

それでは、早速、報告事項にはいります。

事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

利用権の解約は、第1項から第7項までございますが、1ページを主に説明させていただきます。

第1項、所在が常用、田1筆、面積3,092.00㎡、解約事由は農地法第3条での所有権移転のためでございます。解約後については、12ページの第3項で説明いたします。次の第2項の解約後についても同様に3条による所有権移転でございます。これも13ページに出てきます。2ページ第4項以降については、ご参照をお願いしたいと思います。以上です。

○議 長

ありがとうございました。これで、報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。本日は2件ございます。第1項について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について
でございます。

第1項、氏名、_____さん、住所が大字前津、経営形態、梨、面積177.4a、農業労働力、計3名でございます。前津の畑、703.00㎡の購入を予定されているため申請されております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる117a以上の経営面積の要件や青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいること等の要件を満たしております。以上でございます。

○議 長

議案第1項につきまして、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項についてお願いいたします。

○事務局

第2項の説明をいたします。

第2項、_____さん、住所、大字下妻、経営形態、米・大豆、面積199.8a、農業労働力、計2名でございます。大字下妻の田、4,223.00㎡、畑198.00㎡の購入を予定されているため申請されております。_____さんは、_____で、あっせん登録に必要とされる117a以上の経営面積の要件や青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいるこ

と等の要件は満たしております。2項の説明は以上です。

○議長

第2項につきまして、質問ある方はお願いします。

○委員(4番)

この意味。私も分らんですけど、これをすることによって、農地が買えるとか、中間管理機構とかば入ると、入らんと駄目っちいうことですかね。

○事務局

あっせん登録をしとかんと、基盤法での青地の売買とかがですね、これに登録しとかなないと買えないとか、事前登録で、同じ月に登録した後でないとか、1回これで認定してからじゃないと買えないので、以降の月に売買の案件は、また、出てきます。

○委員(4番)

もし、農地を買いたいというならこれに、登録しとかなないと農地とかを買えない。税金を優遇されるとか、800万までなんとかとか。

○議長

それですね、私から補足しますけど、農地を購入する際はですね、基盤法か農地法3条ということになりますけど、このですね、基盤法による所有権移転をする場合はですね、いろいろな特典があるわけですね、出す人が800万円までは無税とかですね。特典があるために、要するに担い手というような観点からですね、こういうあっせん名簿に登録をしておきますとですね、基盤法での農地の移動ができるということですね。今、局長から説明があったように、その基準が筑後市では117a以上じゃないとですね、要件基準があるからですね、今局長から説明があったように、117a以上をですね、クリアしておられるから、あっせん譲受者の登録をしておくことですね、基盤法での農地の移動ができるということです。

○委員(3番)

だいたい認定農業者の方と被ったごたる感じでしょう。認定農業者は土地を買ったときに売らした人に対して税金がかからんとか。

○議長

認定農業者になりますと、筑後市の基本構想において、筑後市の農政課からですね、認定を受けないと、あれはかなりハードルが高いしですね、たまたま農地の権利の移動ちいうかですね、所有権の移動がですね、結局はそういうふうで、あっせん候補者

の登録をしてないと、何回も言いますように、農地の所有権の移転ができません。認定農業者になるとですね、これは農政課の認定を受けないと、これはかなりハードルがですね。確か、個人の所得とかですね、経営面積もかなりですね、栽培時のお茶とか、果樹とか、畜産とかですね、米枠は何 a 以上とかそういう基準がありますからですね。

○委員（3番）

これは、この面積関係で認められれば、そういうあれができるということですね。分かりました。

○議長

他に質問のある方。

質問も無いようですので第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

4ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在折地、地目田1筆、面積2,700.00㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、大字折地の____さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額で____円、引渡しは令和6年3月25日でございます。受人の____さんは令和6年1月にあっせん登録されており、____でございます。

こちらの農地は、令和6年1月総会で大字溝口の____さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。その後の所有権移転となっております。以上です。

○議長

第1項につきまして、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在西牟田、地目田1筆、面積計4,023.00㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、大字西牟田の_____さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年3月25日でございます。受人の____さんは令和5年10月にあっせん登録されており、_____でございます。

こちらの農地は、令和6年1月総会で大字西牟田の_____さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。説明は以上です。

○議長

第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

5ページをお願いいたします。

第3項、所在久富、地目田2筆、面積計1,025.00㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、大字久富の_____さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年3月25日でございます。受人の____さんは令和4年4月にあっせん登録されております。

こちらの農地は、令和6年1月総会で大木町大字横溝の_____さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。説明は以上です。

○議長

第3項につきまして、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、所在前津、地目畑1筆、面積703.00㎡、渡人、八女市室岡の_____さん、
受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引渡しは
令和6年3月25日でございます。

こちらは福岡県農業振興推進機構へ一旦所有権が移転し、約2ヶ月後に購入予定者
に所有権が移ることになります。その際には、また議案としてあがってきます。予定
なんですけど、3ページの方で説明した、_____さんの方にいくような予定でありま
す。以上でございます。

○議長

第4項につきまして、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委員(5番)

5番田島です。

畑にしては、単価が非常に高いわけですが、先程、局長が説明されたように、____
さんがこの値段で買う約束ができてるからこの値段ということですよ。ただ単に。

○事務局

そうですね。はい。

○委員(7番)

中間管理機構が入るとるけん、妥当な相場をあげとるんじゃなかろうかと思っただけ
なんです。金額が結構高いけん。

○委員(4番)

ここんにきば聞いたっです、判ばもらいいった時、ちょっと高つかばってんか、
どうしても欲しかっち、どうしても欲しかけんがそれぐらいは出さやんめな、という
話やったです。

○委員（7番）

中間管理機構が入ると、その近辺の正当な値段かな、適当な値段を出すっちらう感じになっただけですね。

○委員（4番）

場所までは、よく確認しとらんばってん、自分ちはそこば通らんと、通らんといかんちいうか、どうしても欲しいち。仕事の効率もよかし、ちった高っかばってんか、どうしても欲しかけん売ってくれっち、言うっとならそれなりの値段は提示せんとでけんち思たけん、ちょっと高くなるごたる感じで、本人から聞きました。

○議長

それですね、これは渡人から中間管理機構に一旦渡して、それから、中間管理機構から買い手の方にですね、いくということですけど、今の地元の委員さんの話なんかを総合しますと、今度、中間管理機構から、受けられる方ですね、一応納得してですね、是非欲しいというようなことですね、所有権の移転が行われるというふうには、思いますから。

○事務局

田島委員、すいません、回答が遅れてから。

申請書、移転の関係の書類を見ると、やっぱり、対価としては_____円となっておりますので、これが売り手の方に回っていくのかなと思います。作物が梨という部分というのもあってですね。さっき言わしやったごと高めになっているという理由もあったみたいなので、それで_____円。ここに記載もありますので、金額がそのまま所有者さんの方に回っていくような形になると思います。以上でございます。

○委員（5番）

先程、溝口委員が質問されましたけども、管理機構が入るけんね、そこらへんの値段で売買が動きよるいいうわけじゃなかつち思うとやん、結局、決まっとるわけやん、早めに。買う人と売る人、ただ単に、中に入っとるだけやろもん。

○事務局

中間管理機構が探しよるとかじゃなくて、最初に決まっとってですね、売り手と買い手が。

○委員（7番）

一応、この中間管理機構が入るとるちゅうとに、説明書が書いてあったのには、や

はり近辺の適正な値段を提示するちゅうのを、一言書いてですね、そういうとがあるけん、安い値段でなった時は、ちょっとおかしいんじゃないですかっちいう一言が入る感じに、説明書じゃ書いてあったけんですね。以上です。

○議 長

よろしいでしょうか。他に質問は。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第4項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

6ページをお願いいたします。

第5項、所在西牟田、地目田2筆、面積計3,275.00㎡、渡人、大字西牟田の_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年3月25日でございます。

推進機構へ一旦所有権が移転し、約2ヶ月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際には、また議案としてあがってきます。第5項は以上でございます。

○議 長

第5項につきまして、質問のある方はお願いします。

○委 員（11番）

これが、_____になるんですよ。_____売りたいかっちいうことで話があったけんですね、西牟田の_____さんをお願いして、誰か買い手ば、法人でんよかけんで、個人でんよかけんで、_____お願いしたところ、_____さんの方から両方に相談をしてもらって、買い手を見つけてもらいました。6項もなんです。_____いろいろご迷惑かけましたけど、ありがとうございました。

○議 長

他に質問は。

○委 員（5番）

確認ですが、この同じ人がですね、福岡県のアレに売られるのをわざわざ2個に分けてありますが、別々に買い手がついとるということですか。

○事務局

そうですね。分かれています。

○議長

ちょっと捕捉しますが、第5項につきましてですね、_____が耕作してありました。そして、鷲寺東の_____番が、_____が利用権を設定してあった関係で、耕作者にあたったんですけど、こういう結果になりましたけどですね。

他に何か。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第5項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第6項、所在西牟田、地目田1筆、面積4,677.00㎡、渡人、大字西牟田の_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年3月25日でございます。

こちらも同様、推進機構へ一旦所有権が移転しまして、約2ヶ月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際には、また議案としてあがります。前の項と同じような取り扱いになったおります。以上です。

○議長

第6項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第6項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

7ページをお願いいたします。

第7項、所在下妻、地目畑1筆及び田1筆、面積計4,421.00㎡、渡人、福岡市中央

区の_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年3月25日でございます。

こちらにも一旦推進機構へ所有権が移転しまして、約2ヶ月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際には、また議案としてあがってきます。こちらが最初の3ページですね、2項の____さんの方に今のところ移る予定にはなっております。以上でございます。

○議長

第7項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第7項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第8項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第8項、所在久富及び富重、地目畑1筆、田1筆、面積計2,341.00㎡、渡人、大字富重の_____さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年3月25日でございます。

こちらにも推進機構へ一旦所有権が移転し、約2ヶ月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際には、また議案としてあがります。説明は以上でございます。

○議長

第8項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第8項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

8ページをお願いいたします。

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

こちら、利用権は 10 ページまでありますけれども、第 1 項を説明いたします。

権利種別、貸借権設定、第 1 項、所在長浜、地目田 1 筆、畑 1 筆、面積計 705.00 m²、
利用権は使用貸借、貸人、大字野町の _____ さん、借人、大字山ノ井の _____ さん、
利用目的は米、期間は約 4 年半でございます。

次のページの第 3 項を説明させていただきたいと思います。

所在富重の分になります。貸人が _____ さん、借人が _____ さんということになって
おります、こちらがですね、経営面積が入っておりませんが、 _____ さんの方は 63 歳
ですね、一年ぐらい前から既に借りてあったそうで、試しに一年間はやってあった
ということです。既に借りてありましたので、今回正式に借りることになったという
ことで、今回設定をされております。貸人の _____ さんの方はですね、相続後に貸して
あるような形でございます。利用目的はぶどうということでございます。以上です。

集計がありましたので、11 ページをお願いいたします。

括弧書きは中間管理事業分でございますが、今回はございません。全部の合計のみ
を読み上げます。

左上の総計です。田 3 件、面積 10,466.00 m²、畑 2 件、面積 2,272.00 m²、合計 5 件
で 12,738.00 m²でございます。

新規・再設定別では、新規 5 件、通年・期間借地の別では、通年 5 件、小作料納入
別では、金納 3 件、使用貸借 2 件でございます。右の表の貸借期間別でございますが、
2 年が 1 件、5 年が 2 件、10 年が 2 件となっております。

2 年が 1 件の分は法人の他の設定期間に合わせるために、2 年間というふうな短い
期間となっております。

なお、集計表には出ていませんが、新規・再設定の他に、10 ページに耕作者の変
更と内容の変更がありまして、それが 1 件ございます。説明は以上です。

○議 長

議案第 3 号について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号、農地法3条について提案いたします。本日は7件でございます。

第1項について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

12ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約贈与、所在蔵数、地目畑3筆、面積計717.00㎡、渡人、大字蔵数の____さん、受人、大字蔵数の____さん、申請事由は____さんへの贈与のためでございます。作物は茶、ハゼとなっています。説明は以上でございます。

○議長

第1項について、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

事務局の説明どおりです。ここが面積が多いということで、____に贈与を行っていられます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

【質問なし】

第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項も前の項の関連になります。

契約贈与、所在蔵数、地目畑1筆、面積計1,208.00㎡、渡人、大字蔵数の____さ

ん、受人、大字蔵数の_____さん、申請事由は_____さんへの贈与のためでございます。作物は茶、ハゼでございます。説明は以上です。

○議 長

次に、改めまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

事務局の説明どおりでございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議 長

第2項につきまして、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約売買、所在常用、地目田3筆、面積計3,628.00㎡、渡人、久留米市高良内町の_____さん、受人、大字尾島の_____さん、申請事由は離農のためでございます。作物は米・麦・野菜、売買価格は総額_____円でございます。こちらの農地については、議案1ページ第1項での解約分です。もともと_____さんが借りてあった分を解約して購入されるということでございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

10番中村です。

ただ今の事務局の説明どおりでございます。ご審議の方よろしくをお願いいたします。

○議 長

第3項につきまして、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項につきまして、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

13ページをお願いいたします。

第4項、契約、贈与、所在尾島、地目田1筆、面積1,470.00㎡、渡人、大字若菜の____さん、受人、大字尾島の____さん、申請事由は離農のためでございます。作物は米・麦・大豆でございます。こちらも____さんが借りてあった分を解約して贈与となったものでございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

10番中村です。

ただ今の事務局の説明どおりでございます。ご審議の方よろしくをお願いいたします。

○議長

第4項につきまして、質問のある方はお願いいたします。

○委員(11番)

11番の城戸ですけど、これなんか遠かひっぱりかなんかになるとですかね、贈与になつとるばってん。

○事務局

親族関係は無かった、ちょっと聞いてないので。ずっと作りよってあったってのは聞いてますけど。

○委員(3番)

3番吉武ですが、3項で____さんの方に売買となっておりますが、この金額はどんなふうになつとるとですか。4項は贈与ですが。

○事務局

3項は総額が____円ですね。全部、総額で____円。

○議長

他に、4項につきまして、質問のある方はお願いいたします。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第4項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

こちら先月出てきた分でありますけれども、前回の総会で交換分に漏れがあったためですね、今回追加申請となっております。

第5項、契約交換、所在野町、地目畑1筆、面積4.20㎡、渡人、大字上北島の____さん、受人、大字野町の____さん、申請事由は作業効率向上のため、作物は野菜でございます。理由としては先程言いました、交換での先月分に入ってなかったということですね、今回また申請が出ております。以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

2番の富安でございます。第5項の内容については、事務局の説明どおりです。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長

第5項につきまして、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第5項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約、売買、所在富久、地目田1筆及び畑2筆、面積計169.00㎡、渡人、大字富久の____さん、受人、大字富久の____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は野菜、売買価格は総額で____円でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

二川校区松永です。これはですね、____さんと____さんが隣同士でですね、____さんの自宅に____さんのこの畑が喰いこんでですね、妙な格好になって、もう一つは____さんが病気がちで、____さんに全部預けましたと、田んぼもですね、今回整理しましょうということで、こういうふうになってます。以上です。

○議 長

第6項につきまして、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第6項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第7項、契約、売買、所在富重、地目畑2筆、面積計884.00㎡、渡人、大字久富の____さん、受人、広川町新代の____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は野菜、売買価格は総額で____円でございます。こちらがですね、経営面積はございませんが、家付きの物件でございます、お母さんと妹さんがですね、農作業従事者として申請が一緒にあがっております。説明は以上でございます。それから、____さんの年齢としましては50歳となっております。以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

二川校区松永です。ただ今言われましたようにですね、家付きの物件ということで、家の前に畑がありますということです。審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議 長

第7項につきまして、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第7項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第5号、農地法5条の転用について提案いたします。本日は1件でございます。それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書14ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、使用貸借、所在馬間田、地目畑1筆、面積185.00㎡、貸人、馬間田の____さん、借人、福岡市博多区の____さん、ご兄弟になってます。申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。

申請の場所は____の南に約330mくらいのところですね、10haを超える広がりのある農地で第1種農地、集落接続により許可可能となっております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

9番の下川です。ただ今の事務局の説明どおりでございますが、ちょっと捕捉で、地図上でいきますとですね、____さんとすぐ下に名前がありますが、ここが____さんの自宅ということになっております。____君につきましてはですね、____さんの弟さんと先程説明がありましたが、昨年、定年退職をしておりますですね、____福岡の方に住んどったんですが、こちらに帰ってきたいということで、家を建てたいということで申請になっております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第6号、農用地利用計画の変更について提案いたします。事務局は一括して説明をお願いします。

○事務局

議案書15ページ以降ですね。

議案第6号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

でございます。

16ページをご覧ください。

こちらはですね、2月21日に開催されました農業振興地域整備促進協議会で審議されたものです。今回3件あります。当初は2月15日開催予定でありましたけれども、締切直前に申請があったため、日程を変更して開催されたものでございます。

議案書16ページですね、1. 農用地区域より除外ということで、第1項、申出人、筑后市久恵の____さん、理由、貸駐車場用地に供するです。こちらですね、面積要件が5,000㎡以下ですので、農林案件ということになります。所在久恵、地目田1筆、面積647.00㎡、農振除外でございます。転用事業者は同じく久恵の____さん、____を経営しております、こちら場所はですね、地図の2ページをご覧ください。

すぐですね、____が西側にあると思いますけど、____さんのご自宅があって、その隣ですね、こちら駐車場用地がですね、借りたいところが、もう返さなければいけないということでですね、足りないということでこちらの方に計画をされたところでございます。

続きまして、第2項、申出人、蔵数の____さん、理由、駐車場用地に供する、所在蔵数、地目畑1筆、面積909.00㎡、農振除外です。転用事業者は、蔵数の____さんです。地図の3ページをお願いします。

____の交差点からですね、____の間のところになりますね。こちらは____さんが、いろんな催事がありまして、現在、3か所から駐車場を借りておられるというところで、度々借りるのが大変ということでですね、こちらの____さんのところをお願いをされたらと、____もご高齢でですね、売却を予定されているということで、ちょうどマッチングされたというところでございます。

17ページをご覧ください。

2. 農用地区域より除外で、5,000㎡を超える案件ですね、本庁案件になります。

第1項、申出人、前津の_____さん、同じく前津の_____さん、同じく_____さん、理由、_____ストック場、新工場、倉庫、従業員及び来客者駐車場等用地に供する、でございます。土地の所在は前津、畑6筆、面積合計7,643.00㎡ですね、転用事業者、東京都中央区の_____さんになります。地図は4ページになります。

ちょっと見切れてますけど、西側が、現在、_____さんの倉庫と工場がありますけれども、_____さんですね、こちらの方、九州拠点の工場としたいと、こちらで_____をされてありますので、こちらで_____とかをですね、整理されてまた新たに貸し出されるというところで、いろんな熊本の_____さんとか、いろんな工場とか建てたり、災害の関係で_____がかなり出てるので、というところと、先程言いましたけれど、九州の拠点施設にしたいということから、こちらに計画をされたところでございます。説明は以上でございます。

○議長

議案第6号につきまして、質問のある方はお願いいたします。

○委員(11番)

11番の城戸ですけど、最後のとこですね、ここは家庭菜園があったところになっとですかね、違うですかね。分かりました。ありがとうございます。

○委員(4番)

家庭菜園のところは、もうできとるです。

○議長

他にございませんかね。

他に質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これですべて終了いたしました。

これもちまして、第9回の農業委員会を閉会いたします。

午後 2 時 22 分 閉会